

[ 参考資料 1 ]

「大規模小売店舗立地法第4条の指針改定案の策定に当たって」  
の概要

前 文

指針改定に向けた検討経緯などを記載。

1. 基本的な考え方

指針は、大型店設置者に対しあくまでも法的に求められる責任の範囲を示したものである旨確認。

(1) 周辺地域の生活環境の範囲について

指針で法的に求める責任の範囲として、大型店に特徴的に生じる生活環境問題の範囲についての考え方を提示。

この結果、深夜営業の拡大に伴う生活環境への配慮として地域防犯への協力などを新たに指針に規定。

(2) 必要駐車台数等の定量的基準について

事業者アンケート調査結果の分析のみに依存することなく、関連統計の分析なども含め必要な見直しを実施。

(3) 地方公共団体の弾力的な運用の確保について

地域特性を適切に反映させるため、各地域の実情を反映した独自基準策定などを通じ、運用主体の弾力的運用を確保することが重要である旨明確化。

(4) 大型店の社会的責任について

指針で取り扱われていない事項についても、企業の社会的責任として自主的対応が期待される問題があり、小売業が地域密着型産業であることから、大型店はとりわけ地域社会への貢献が期待されていることに留意すべき。

\* 企業の社会的責任は、各企業自らがその具体的内容を判断すべき問題であるが、特に大型店に対しては、出店時における地域貢献等今後の運営方針についての情報提供、出店後の地域生活環境への配慮、退店時における早期の情報提供などへの期待が高い旨明記。

## 2. 今後の課題等

### (1) 今後経済産業省において検討すべき事項

改定指針案適用に当たっての必要な準備期間の確保。

今後の指針見直しに当たっての弾力的対応方法。

### (2) 合同会議で引き続き検討すべき事項

まちづくり施策全般のあり方と関わりの深い問題は合同会議で引き続き検討。